

海岸法の改正

岸田 弘之

正会員 建設省河川局海岸室 海洋開発官

1. はじめに

海岸法は、昭和31年に制定されて以来、これまでに43年間大きな改正は行われなかったが、今回新しい時代の要請に対応した海岸管理を行うため抜本的に改正され、平成11年5月28日に公布され、平成12年4月1日より施行された。

国会でのご審議も衆参両院ともに全会一致で可決して頂いたものであるが、今回の改正は改正しなかった条文が全体の3割以下という大幅な改正になった。

今回の改正について大幅な改正に至った経緯、抜本的な改正の概要、今後の海岸行政の方向性等について述べる。

2. 海岸法改正に至った背景

海岸は、陸と海とが相接する特色のある空間であり、

多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、古くから人間の様々な活動に利用されてきた重要な空間でもある。

このような海岸を管理するための基本的な法律が海岸法であるが、その制定の背景となったのは戦中・戦後の度重なる海岸災害であった。このため海岸法は、その当時焦眉の急であった国土の保全、すなわち背後地の生命・財産を守るといった防災機能の向上を目的としている。

表-1は海岸行政全体の変遷を示したものである。海岸法の制定以降、伊勢湾台風（昭和34年9月）などの大規模な災害復旧事業などもあり、高潮災害に対する対策は格段に進んだ。

一方、昭和40年代には全国的に海岸侵食が顕著になってきた。海岸侵食は高潮災害などとは異なり、その被害が徐々に拡大することから、人命に関わるようなことが少ないこともあり、あまり対策に重点をおいてこなか

表-1 海岸行政の変遷

(年代)	(法律・制度)	(事業)	(海岸保全の考え方)	(災害)	(社会的背景)
昭和20年代		高潮対策事業(S24年) 侵食対策事業(S27年) 局部改良事業(S27年) 災害復旧助成事業(S27年) 災害関連事業(S29年)	災害復旧が主体	台風来襲が頻発 (S23.24.25.26年) 台風13号(S28年)	海岸工学飛躍的な発展
昭和30年代	海岸法制定(S31年) 築造基準策定(S33年)	伊勢湾等高潮対策事業(S34~S39) 判地震津波対策事業(S35~S41) 直轄事業開始(S35年) 海岸保全行政中央事務連絡協議会発足(S38年)	堤防・突堤・護岸・胸壁が主体 緑的防護方式	狩野川台風(S33年) 伊勢湾台風(S34年) 判地震津波(S35年) 第2室戸台風(S36年)	疲弊した国土の保全が焦眉の急
昭和40年代		離岸堤の登場 5ヶ年計画の策定(S45年) 環境整備事業(S48年)	海岸線での防護では不十分	台風26号静岡上陸(S41年) 十勝沖地震津波(S43年) 台風10号高知上陸(S45年) 台風16号高知上陸(S49年)	海洋性レクリエーション需要の増大 大阪湾ドラム缶不法投棄(S46年)
昭和50年代	海洋法条約署名(S57年)	海域浄化事業(S50年) 公有地造成護岸等整備事業(S51年) 補修事業(S53年) 緩傾斜堤防の登場	複数の施設の組合せ 面的防護方式	台風20号高知・静岡上陸(S54年) 日本海中部地震津波(S58年)	進む海岸侵食 高度成長期 良質な社会資本整備の推進
昭和60年代		人工リーフ登場		台風19号高知上陸(S62年)	広域的に顕在化する海岸侵食
昭和82年		沖ノ島島保全対策(S82年~H5年) ヘッドランド工法登場(S82年) CCZ事業(S82年)	多様な価値を持つ海岸空間	台風11号鹿児島上陸(H元年) 台風19号日本列島縦断(H2年) 北海道南西沖地震津波(H5年) 阪神淡路大震災	自然環境に関する意識の向上
平成元~			「防災」「利用」「環境」の調和		
平成5年	環境基本法制定				
平成7年	海岸長期ビジョン	海と緑の環境整備対策			行財政改革の推進 地方分権化の推進
平成8年		第6次7ヶ年計画スタート(H14年) エコ・コースト事業スタート 海と緑の健康地域づくり 渚の創生事業(サンドバイパス)		ナホトカ号油流出事故	
平成9年	環境影響評価法制定				
平成10年	総合土砂管理小委員会報告 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律改正 海岸管理検討委員会提言	いきいき・海の子・浜づくり			
平成11年度	海岸法の改正	魚を育む海岸づくり			
平成12年度	海岸法の施行 海岸保全基本方針の策定		総合的な視点に立った海岸管理制度		

った。しかしながら、海岸侵食の進行は、既設の防潮堤の安全性を損なうとともに、海水浴などの海浜利用、生態の生息・生育空間などの海岸環境上も問題となることから、昭和50年頃からは、侵食対策にも力を入れるようになってきた。

このような海岸侵食の進行に対し海岸保全の工法も、堤防や護岸による「線的防護方式」から、人工リーフなどの複数の施設によって外力を分散させて受け止める「面的防護方式」に中心が移ってきている。「面的防護方式」には砂浜の保全や復元の機能があり、防護だけではなく、海岸利用や海岸環境の面からも効果的な整備方式である。

また法制定時に比べて、防災面だけではなく、海洋性レクリエーションの要望も増大したり、景観や生態系などの海岸環境に対する要望が高まるなど、海岸を巡る時代の要請は徐々に変化してきた。このような変化に対して、安全で快適な海浜利用の増進を図るための海岸環境整備事業の創設などの事業制度の充実や前述の工法上の工夫等で対応してきた。

このように、事業面では海岸利用や海岸環境も考慮したものに変わってきたが、平成9年のナホトカ号の油流出事故などに見られる海岸が汚損した場合の対応や、4輪駆動車が乗り入れてウミガメの産卵地を荒らす場合の対応など、海岸環境の維持・保全のための対策が必要な事例が増加してきているにも拘わらず、海岸管理としては対応できないのが実状であった。

これは、前述したように海岸法が海岸の防護を目的とした法律であり、施設の整備に関する規定に比し管理のための規定が少ないためである。こうした海岸の防護だけではなく、利用や環境といった多面的な機能に着目した海岸管理を行っていくためには、海岸法を改正することが必要となった。

また、地方分権を推進する観点から、公共物の管理における国と地方との役割分担の明確化の必要もあること、公共事業のあり方などの問題もあることといった背景から、今回のような抜本的な改正を行うこととなった訳である。

3. 改正海岸法の概要

今回の法改正における主な改正点は以下の8項目である。

- ①「環境」及び「利用」を新たに法目的に追加
- ②一般公共海岸区域の創設
- ③公共海岸の適正な保全のための措置の創設
- ④海岸管理のための計画制度の見直し
- ⑤海岸の管理における市町村参画の推進

- ⑥国による直轄管理制度の導入
- ⑦海岸保全施設の定義の見直し
- ⑧技術上の基準の見直し

これらの改正点は、改正に至った背景から、
(1) 環境・利用の面からの改正―①, ②, ③, ⑦, ⑧
(2) 地方分権の推進の面からの改正―②, ④, ⑤, ⑥
(3) 事業の透明性の確保の面からの改正―④, ⑧

に大きく分類することができる。
以下、改正点について概要を述べる。

- (1) 環境・利用の面からの改正
 - ①「環境」及び「利用」を新たに法目的に追加
海岸法の目的規定に、従来からの「被害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を位置づけた。
「海岸環境」は海岸の特性に由来する自然環境と、海岸と人々との関わりにおける生活環境の両者を包括する概念であり、海岸特有の多様な生態系が守られることや海岸固有の景観が良好な状態であることを意味する。また海岸の利用には漁業などさまざまなものがあるが、それらには個別の法律がすでに整備されており、改正海岸法において新たに規定すべき内容は、国民共有の財産である海岸を海水浴などに利用することに関する規定である「公衆の海岸の適正な利用」としている。

- ②一般公共海岸区域の創設
日本の海岸線の延長は約3万5千kmである。海岸法はこのすべてを対象としているのではなく、直接対象になっているのは、防護が必要であるとして指定された海岸保全区域に限られており、その延長は約1万4千kmで全体の4割に過ぎない。残りの海岸は、Ⅰ民有地など国有地以外の海岸、Ⅱ道路や港湾・飛行場などに利用されている海岸、Ⅲ特定の利用を行っていない国

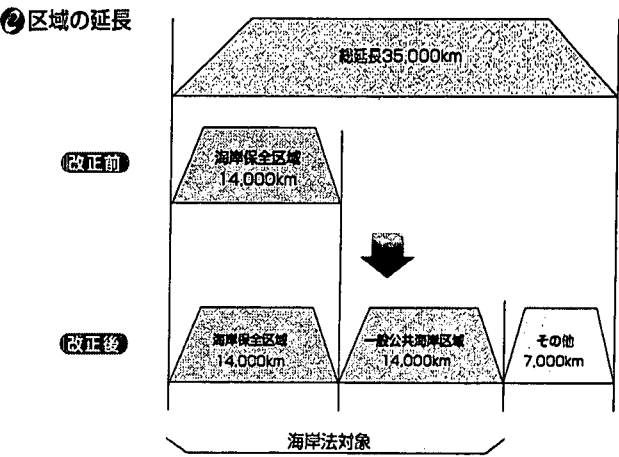


図-1 一般公共海岸区域の創設

有地の海岸，とに分類できる．Ⅲの海岸は約1万4千km（Ⅰ及びⅡの海岸は全体で約7千km）で道路法などの公物管理法の適用を受けないことから，いわゆる法定外公物といわれるものである．海岸利用や海岸環境の保全の観点から適切な管理が必要になることなどから，今回の改正では海岸法の対象に取り込み，法定公共物とすることとした．（図－1 参照）

すなわち，まず今回の改正では「公物管理の一環」を「権限を持つ土地管理の一環」と限定的に捉え，これを新たに「公共海岸」と定義し，海岸利用や海岸環境に関する規制が適用される土地とした．具体的には「公共海岸」とは，国有の公共用財産である海岸の土地（他の公物管理法によって管理される土地を除く）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定する低潮線までの水面をいうことにした．そしてこのうち，「海岸保全区域」以外の海岸を「一般公共海岸区域」として新たに定義したものである．「一般公共海岸区域」は現時点では積極的に防護を行う必要がない区域であることから，許認可だけの管理を行うだけの海岸の区域である．

なお，改正海岸法においては，土地である国有地は指定行為なしに自動的に公共海岸となるが，水面については都道府県知事が指定した場合に限り，低潮線までを一般公共海岸区域に含めることができるものとした．このため，干潟について海岸法に基づいた管理を行う場合は，知事による指定が必要となる．

③公共海岸の適正な保全のための措置の創設

上記のように定義した「公共海岸」の利用や環境の保全のために，Ⅰ海岸の汚損等の行為の禁止，Ⅱ簡易代執行制度，Ⅲ海岸の維持に関する原因者施行及び原因者負担制度などの新しい措置を創設した．（図－2 参照）

Ⅰは，公共海岸のうち，海岸管理者が指定した区域で，みだりに海岸の汚損，自動車や船舶等の乗り入れまたは放置などの一定の行為を禁止するものである．

これらの禁止行為に対する違反については，罰則が適用される．

Ⅱは，放置車両や放置船等をその所有者が不明であっても，簡易な手続きで除却や売却，廃棄などを行うことができるよう措置するものである．

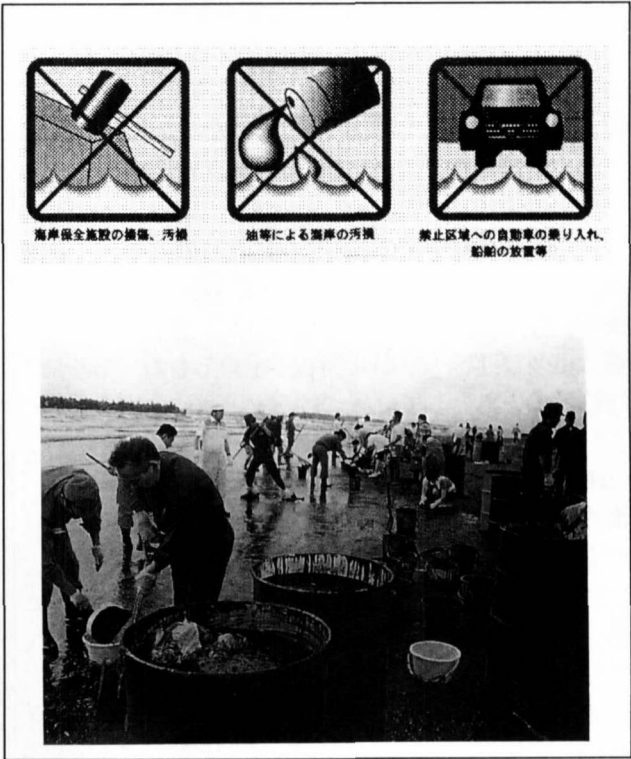
Ⅲは，現行海岸法には海岸保全施設の工事に必要になった場合の原因者施行や原因者負担の制度はあるが油濁事故の処理のように海岸の清掃などの維持が必要になった場合の規定がなかったので，新たに創設したものである．

④海岸保全施設の定義の見直し

現行海岸法では，海岸保全施設を「堤防，突堤，護岸，胸壁その他海水の侵入または海水による侵食を防止するための施設」と定義している．しかしながら「面的防護方式」による整備が多くなり，離岸堤や人工リーフなどが海岸保全施設の主流になりつつあること，また砂浜が存在することにより碎波により波高が減少して，波の打ち上げ高が減少して低い堤防で済むが，一方で砂浜が侵

- 指定区域等において，みだりに行う一定の行為の禁止
- 違反者に対しては罰則が適用できる．

- 簡易代執行制度の導入
- 放置車輛や船舶等の除去を促進するため，所有者が不明であっても，簡易な手続きで売却，廃棄等が可能．
- 海岸の維持に係る原因者負担
- 油濁事故等の処理について，原因者の施行または費用を求めることができる．



図－2 環境，利用のための管理面での見直し

食されると打ち上げ高が増大して巨大な堤防が必要になることが分かっており、砂浜がこのような防災上効果が非常に高いことなどを考慮して、海岸保全施設の例示として、「離岸堤（人工リーフは一形態）及び砂浜」を追加することとした。

しかし、砂浜は自然に存在するものであり、また海岸保全施設をみだりに汚損した場合には罰則が課せられることなどから、砂浜だからといってすべてを海岸保全施設とすることは適当ではないため、「海岸を防護する機能を維持するために設けた」砂浜に限定している。具体的には、Ⅰ突堤などによって砂が流出しないようにしてある砂浜、Ⅱ離岸堤などによって保全または創出される砂浜、Ⅲ継続的な養浜によって維持される砂浜、で防護の計画上その砂浜に消波機能が位置づけられている場合に、海岸保全施設として指定することができることとしたものである。

（２）地方分権の推進の面からの改正

平成７年に制定された地方分権推進法において、機関委任事務の整理・合理化の方向が示されており、法律の規定に基づいて地方公共団体が行う事務の性格について地方分権推進委員会と議論をする機会があった。その際に、現行の海岸法について国と地方との役割分担という観点から、見直しが必要との指摘を受けた。具体的には全国の海岸保全の基本的な考え方を国が示すことが必要であり、国と地方の役割分担として、国は領土・領海の基線となる重要な海岸の保全を図っていくべきで、日常的な海岸管理は地方の役割にしていけるべきではないか、そして法定外公物となっている国有海浜地の管理が国有財産法に基づいた機関委任事務となっているのでその見直しも必要であるといったことであった。これらのことが、今回の法改正の直接的な契機になったわけである。

①海岸管理のための計画制度の見直し（海岸保全基本方針の策定）

海岸管理のための計画制度の見直しのうち、上記の指摘を受け「海岸保全基本方針」は、全国的な観点からの海岸の保全に関する基本的な方針を、建設大臣、農林水産大臣及び運輸大臣が共同して定めるものである。これを法定の方針として位置づけるとともに公表を義務づけた。

②海岸管理における市町村参画の推進

海岸管理の内容には、占用などの許認可や清掃といった日常的な管理から、海岸保全施設の整備といった一定の技術力や財政力を要することまで幅広いものがある。現行海岸法では原則として都道府県知事がすべての管理を行うことになっている。一方、日常的な海岸管理は広域的な利害調整を伴うような性質のものではなく、

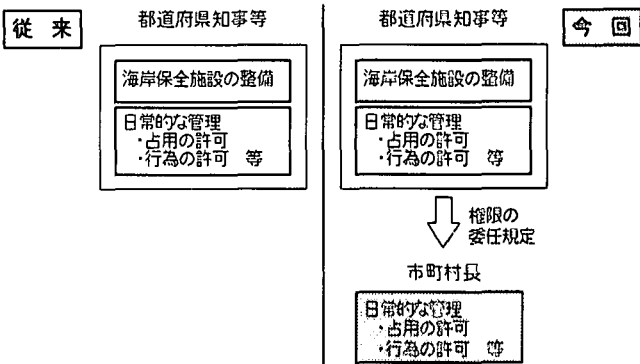


図-3 日常的な海岸管理への市町村の参画

地域づくりの観点からも重要であることから、今回の改正では、日常的な海岸管理へ市町村の参画を促進するため、市町村長が都道府県知事と協議して、海岸保全施設の整備以外の日常的な管理及び一般公共海岸区域のすべての管理を行うことを可能とする制度を創設した。

（図-3参照）

③国による直轄管理制度の導入

国から地方へ権限を委譲するのとは逆に、沖ノ鳥島のように国土保全上極めて重要であり、知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸の管理は、主務大臣が全額国費で直接行うことにした。

これは沖ノ鳥島は、東京都に属する我が国最南端の島であるが、この島によって確保される排他的経済水域は約40万km²もあることから、この島の保全は極めて重要である。

昭和62年から平成5年にかけて建設省が直轄工事で護岸工事を行ったが、工事後約10年が経過し、厳しい自然環境の影響で護岸などの劣化が著しく進んできており、定期的な補修が必要となっている。

現行海岸法では、東京都が沖ノ鳥島の海岸管理者になっているが、沖ノ鳥島は父島からでも約900kmも離れている無人島であり、東京都が管理する積極的な理由はない。沖ノ鳥島の重要性は排他的経済水域の確保という一地方自治体の利害を超えるものであることから、今回の改正では国による直轄管理制度を導入したものである。（図-4参照）

（３）事業の透明性の確保の面からの改正

①海岸管理のための計画制度の見直し（海岸保全基本計画の策定）

公共事業に対する様々な批判の一つとして、計画策定時における合意形成のための手続の不備がしばしば指摘されている。海岸事業においても計画制度の改正を行うこととした。

現行海岸法においても、地域を統括する立場の都道府県知事が海岸管理者に協議して具体的な施設計画を定め

改正前

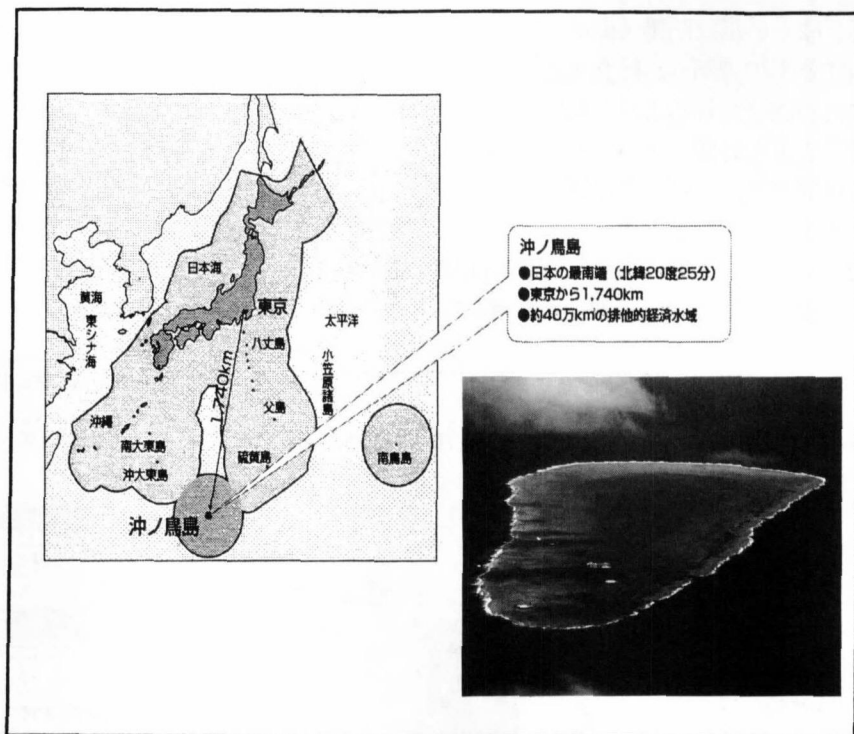
海岸管理者である東京都知事により管理。

建設大臣が災害復旧工事を代行。



改正後

国土の保全上極めて重要で、都道府県知事が管理することが困難且つ不適当な沖ノ鳥島について、建設大臣が海岸管理者となり維持管理を実施。



図－4 国による直轄管理制度の創設

る「海岸保全施設整備基本計画」を作成することになっていたが、その内容は施設計画に限っており、また計画策定の手続きの規定も不十分であった。このため、行政の透明性を高める観点から、計画制度を抜本的に見直し、先に述べたように「海岸保全基本方針」を国として定めるとともに、地域の実情に応じかつ総合的な視点に立った海岸の管理を推進するため「海岸保全基本計画」を定めることとした。（図－5 参照）

海岸保全基本計画は、都道府県知事が自ら統括する地域の沿岸について策定するものである。大きく二つの部分からなり、沿岸全体についての環境・利用を含む海岸保全全般に関する部分と個別海岸の海岸保全施設の整備

に関する部分であり、後者はその案は各海岸管理者が作成するものとし、その際には公聴会の開催等関係住民の意見を反映するための措置を講ずるようにしている。また全体について学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聞いて「海岸保全基本計画」を策定することとしている。

②技術上の基準の見直し

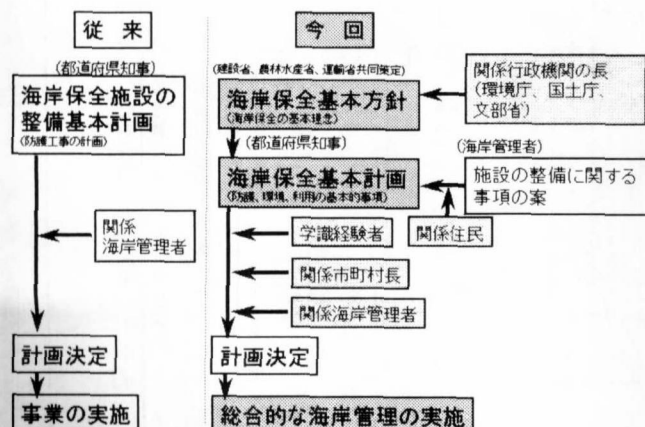
また現行海岸法では法律の中で、堤防や護岸が主要な海岸保全施設についての具体的な技術上の基準として築造基準を策定しているが、詳細な基準は通達で行っている。今回の改正では、海岸保全施設の技術上の基本原則として海岸環境の保全や海岸の利用状況等を考慮することを明記するとともに、技術の進歩にあわせて柔軟に見直しができ、基準としての位置づけを明確にするため、主要な施設についての技術上の基準については、省令で定めることとした。

4. 今後の海岸行政の方向性

（1）防護・環境・利用の調和した総合的な海岸管理

今回の改正海岸法の1番目の要点は、従来の防護だけの目的に「環境」及び「利用」を追加したことである。

事業面では、砂浜の保全・復元を主体として整備を推進するため、堤防前面の消波工を沖合に転用し、養浜により積極的に砂浜を主体とした海岸を創出することや、防護のみならず、環境・利用面からも優れた「面的防護方式」による整備の一層の推進などを進めていく必要が



図－5 計画制度の見直し

管理面では、指定した区域内等において一定の行為を禁止することができるようになり、施設の整備・管理だけでなく、海岸環境の保全、適正な海岸の利用の確保といった視点を含む海岸管理へと転換していくことになる。

特に、近年、年間160haの貴重な砂浜が侵食されているが、海岸侵食の抜本的対策としては、主な土砂供給源である河川流域における適切な対応といったことで河川行政との連携や、沿岸漂砂の連続性を考慮した海岸部での取り組みといった港湾・漁港行政との連携を図っ

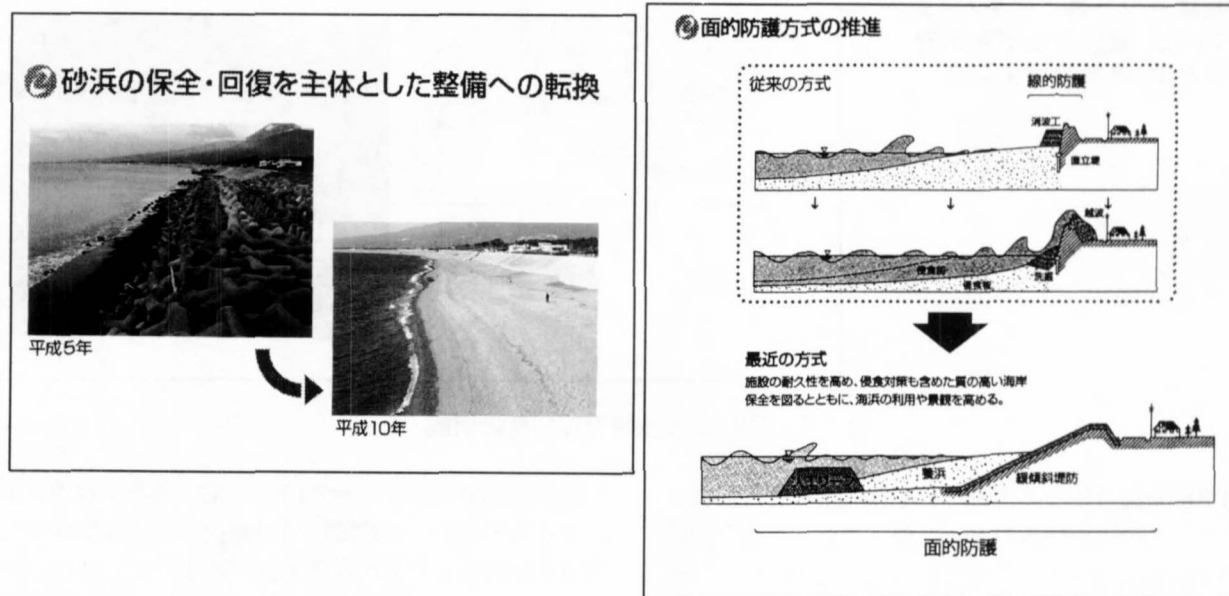
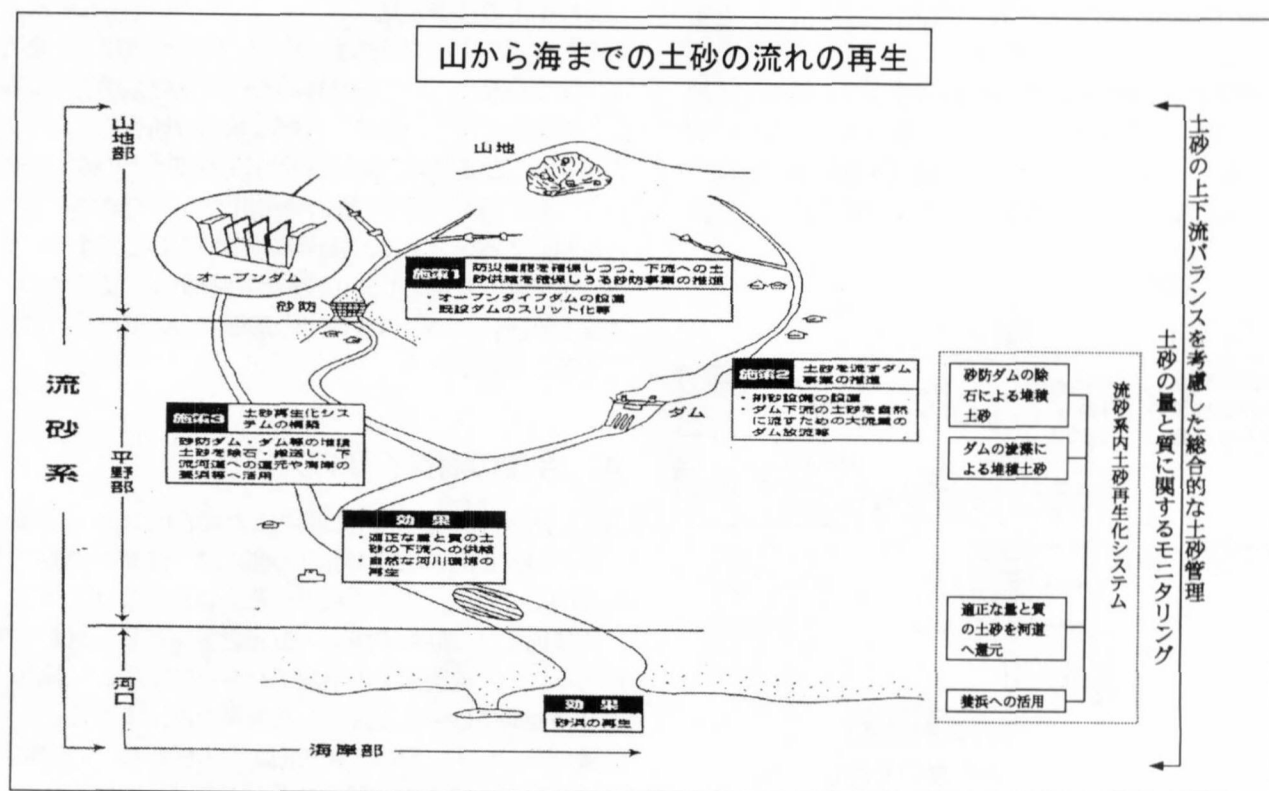


図-6 環境、利用のための事業面での見直し



図一 7 総合的な土砂管理対策

ていくような、総合的な土砂管理システムの構築が重要である。さらに堆積、侵食等土砂の移動状況のモニタリング・システムの確立に努め、人工的な土砂の供給等の当面の対応とともに、長期的により安定的な海岸となるように関係機関と連携を十分図りながら、取り組みを進めていくことが緊要である。(図－7参照)

(2) 次世代に継承する新たな海岸の計画づくり

今回の改正海岸法の2番目の要点は、海岸の計画制度の抜本的見直しである。

主務大臣が定める「海岸保全基本方針」と、都道府県が定める「海岸保全基本計画」の2段階の体系で構築し、策定段階での手続きを明確化するものである。

「海岸保全基本方針」は、海岸の保全に関する基本理念、基本的な事項、海岸保全基本計画を作成すべき沿岸の区分、計画作成に関する基本的な事項等を定めるもので、国として基本方針を示すものであり、海岸保全基本計画を定めようとする場合のよりどころとなるものである。

「海岸保全基本計画」は地域の目指す海岸のあり方を示す役割を果たすことが期待されるが、そのためには、海岸のおかれている現状分析、今後の海岸の整備に関する技術検討等を地域で共有しうる情報としていく努力が必要である。

海岸法の改正により新たに位置付けられる「海岸保全基本方針」について今般策定し、平成12年5月16日に公表したところである(表－2及び図－8参照)。これは海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る海岸法の対象となる海岸について、海岸の保全に関する基本的な方針を全国的な観点から定めるものであり、今後の海岸行政の指針としての役割を果たすとともに、都道府県が策定する海岸保全基本計画の方向性を示すものとして、主務大臣(建設大臣、農林水産大臣、運輸大臣)が共同で策定するものである。この基本方針は様々な分野の方々からなる「今後の海岸のあり方検討委員会」(委員長：成田頼明横浜国立大学名誉教授)〔海岸四省庁(建設省・農水省構造改善局・水産庁・運輸省)共同設置〕から平成12年1月に頂いた提言をもとに策定されたものである。これにより都道府県においても海岸を次世代に継承していけるように「海岸保全基本計画」を早急に策定頂けるのではないかと考えている。

(3) 地域に根ざした海岸の日常的な管理

今回の改正海岸法の3番目の要点は、日常的な海岸管理を地域で実施できるようにしたことである。

日常的な海岸管理は、地域に根ざした海岸の実現のために重要であり、地域の特性を十分に踏まえたもの

表－2 海岸保全基本方針の項目

一 海岸の保全に関する基本的な指針

1 海岸の保全に関する基本理念

長期的視点に立って、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全の基本理念とする。

この理念の下、防護、環境、利用が調和するように、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指す。

2 海岸の保全に関する基本的な事項

- (1) 海岸の防護に関する基本的な事項
- (2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項
- (3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項
- (4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
 - ① 安全な海岸の整備
 - ② 自然豊かな海岸の整備
 - ③ 親しまれる海岸の整備
- (5) 海岸の保全に関するその他の重要事項
 - ① 広域的・総合的な視点からの取組の推進
 - ② 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
 - ③ 調査・研究の推進

二 一の海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

海岸保全基本計画を作成すべき一連の海岸として、地形・海象面の類似性及び沿岸漂砂の連続性に着目して、都府県界を考慮しつつ、71の沿岸を定める。

図－8参照

三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

- (1) 定めるべき基本的な事項
 - ① 海岸の保全に関する基本的な事項
 - ② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
- (2) 留意すべき重要事項
 - ① 国土利用、環境等に関する関連計画との整合性の確保
 - ② 関係行政機関との連携調整
 - ③ 地域住民の参画と事業の透明性向上のための情報公開
 - ④ 計画の点検と適宜の見直し

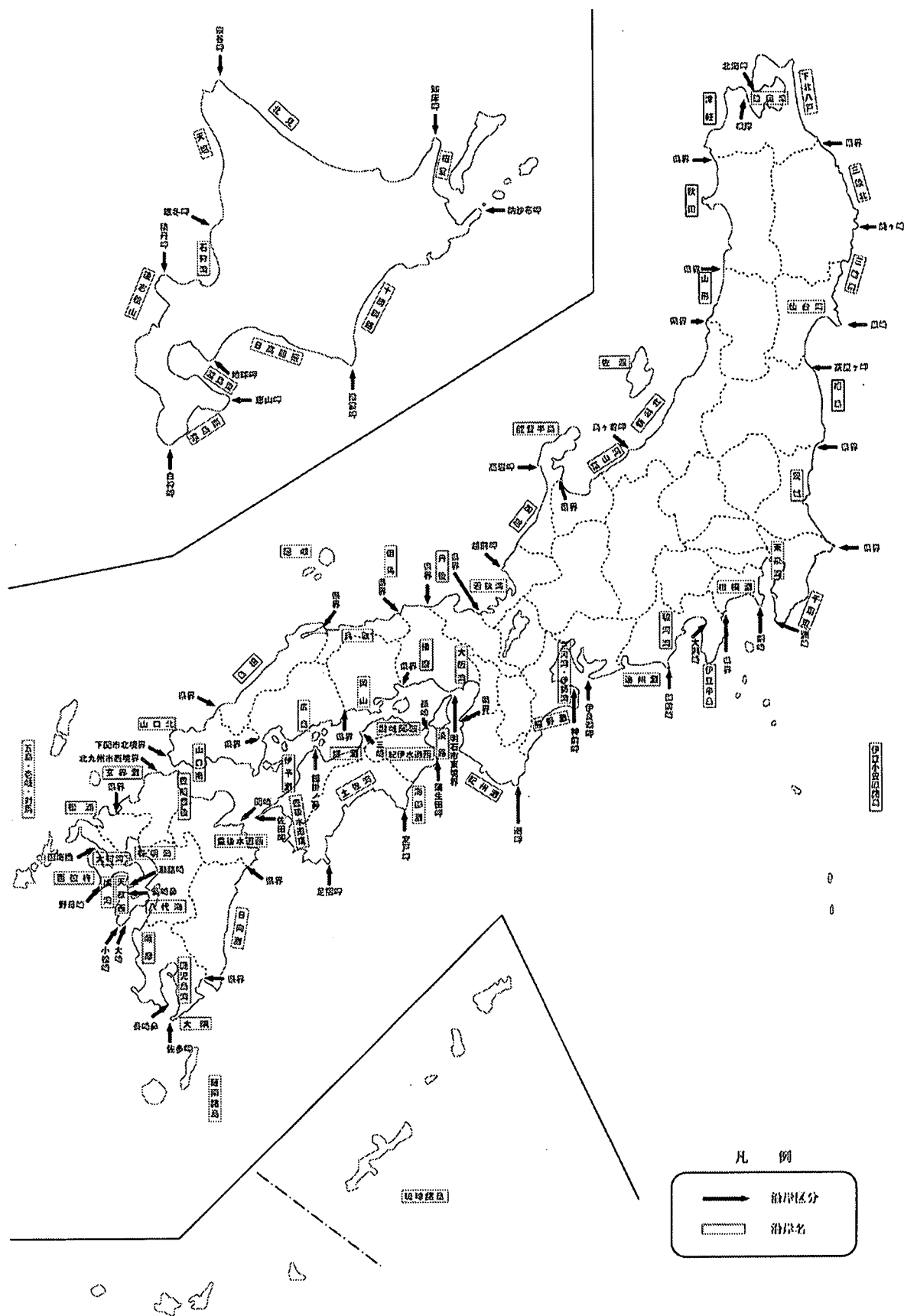


图-8 沿岸区分图

となるように実施していくことが必要であり、公物管理法としては初めてと言える日常的な管理を市町村長が実施することを可能とする制度を整備したところである。

特に、利用と一体となった海岸の適切な管理を行うことにより、地域づくりの貴重な資源として海岸の活用を図ることなど、本制度を積極的に活用していただくことを期待している。

また、多くの海岸で台風等による出水等で流木等が海岸に漂着し、その除去に多くの市町村が困っており美しく、いきいきとした海岸が失われている状況もある。さらにゴミの除去のための海岸清掃に多大の労力と費用を要しているところである。

海岸清掃においては、多くの海岸で、自治会、ボランティア団体、漁協、観光団体等様々な形で地域住民が参加している。また、海岸でのスポーツやレジャー自然観察等、その利用者の形態も多様であり、共通の利用を行う方々の団体も多数形成されている。

今後の海岸のあり方を考える場合、とりわけ海岸環境の保全や適正な利用の実現を進めるためには、行政のみの対応では限界があるとともに、必ずしも効率的とならないことが懸念される。このため、より多くの方々に海岸とふれあい、海岸を知り、海岸を考えていただくことが必要であり、また海岸に関するより広い情報を収集整理し、分かりやすい形で示していくことも必要であり、そのために、海岸に関心の高い幅広い様々な分野の方々のネットワークを作りたいと考えて現在、輪を広げるべく取り組んでいるところである。

さらに海岸愛護意識の啓蒙や海岸利用モラルの向上等日頃から地域での社会教育等と連携した取り組みも進めていくことも重要である。

特に地方で大変苦勞している流木の処理について、平成12年度には大規模漂着流木等処理対策事業を災害関連事業として創設し、災害等で失われた美しく、いきいきとした海岸を取り戻すこととしている。

5. おわりに

今回の改正は、このように法律を改正しなければ根本的な制度改正ができないことに加え、日頃あまり話題にならない海岸行政が国会をはじめとして各方面で話題になり、皆さんに海岸というものを真正面から問題として捉えて頂いたことが最も大きな収穫であったと感じている。

また今回の海岸法の改正は大幅な改正であったが、色々な課題への対処方法は、今後の海岸行政の中で様々な取り組みや地道な取り組みがなされるうちに確立されたものとなるのかもしれない。しかし、改正を契機としてこれらの課題に対し、関係者の共通の問題認識が形成さ

れ、個々の地域の状況に応じながら、積極的に取り組んでいくことが次世代に継承する「美しく、安全で、いきいきとした海岸」につながるものと考えている。そしてそのために私共も地域とともになお一層努力して参るつもりである。

引用文献

青山俊行(1999)時代の要請に応える新しい海岸管理制度，土木学会誌，Vol.84，p.50～53.

河川審議会総合政策委員会総合土砂管理小委員会(1998)「流砂系の総合的な土砂管理に向けて」報告。

田中茂信，小荒井衛，深沢満(1993)地形図の比較による全国の海岸線変化，海岸工学論文集，第40巻，p.418